

2013年7月18日

シュレッダー保有会員各位

(一社) 日本鉄リサイクル工業会
業務対策委員長

鉄道車両解体物のアスベスト含有にご注意いただきたいこと

日頃より工業会活動へのご協力御礼申し上げます。

さて去る6月28日厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署から添付の文書「鉄道車両に使用されていたアスベスト含有部品等の取扱いにご留意ください」が發布されましたので御紹介いたします。

この文書では古い鉄道車両には部材そのものの他に断熱塗料等にも一部アスベストが含有されているものがあることを改めて注意喚起し、当該車両解体にあたっては関係法令に照らして適切な処理を徹底するよう要請しています。この文書は本来解体作業の発注者（鉄道会社）及び解体事業者を対象に出されたものですが、この文書発布の背景には一部で適正・適法の処置が徹底されていない現状があることがうかがわれ、結果として車両解体後の一部部材が鉄スクラップ業者に流れている可能性も否定できず、事実当会会員の一部からもそのような不適正事例の実例も報告されています。

アスベストはその有害性がきわめて大きいことから、その解体・廃棄処理でもとりわけ厳重な管理が義務付けられていることはご承知の通りです。

部材そのものの扱いも危険ですが、断熱塗料等において、通常の使用状態ではアスベストが塗り込められている状態で危険性がないとされているものでも、破碎工程ではアスベストの飛散・拡散が避けられず、最悪の場合、従業員はじめ社内外関係者への健康被害さえも懸念されるどころです。

このアスベストの管理責任は一義的にはもちろん排出者（鉄道会社）が負うべきもので、実際上は排出者の監督・指導の下で解体業者が適正な作業を行う義務があり、われわれ鉄スクラップ業者は適正に処理が済んだ物品を買い受けるという立場になりますが、現状、上記のように不適正処理の可能性がぬぐえない状況では、受け入れ側である我々自身も関係法令やそれに伴う適法・適切な処理の方法を熟知すると同時に不十分・不適正な処理しかされていない物品の買い取り・引き取りを避けるといった自己防衛を徹底する必要があります。

つきましては添付文書の内容を社内外関係者に徹底いただき、従業員をはじめ社内外関係者の健康被害阻止に各段のご注意をお願いいたしたく、本文書を御紹介申し上げますので、よろしくご活用お願いいたします。 以上